令和4年度第1回前橋地域保健医療対策協議会 地域医療構想部会

次第

日 時:令和4年10月4日(火)

 $18:30\sim20:30$

場 所:群馬県庁 294会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題
- (1) 地域医療構想に関するデータ等を踏まえた地域の現状・課題等について【資料 $1-1\sim1-2$ 】
- (2) 公立病院が地域で担う役割・機能等の意見交換について【資料2】

4 報告事項等

- (1) 第8次群馬県保健医療計画の進捗状況について(令和3年度)【資料3】
- (2) 令和3年度病床機能報告の結果について【資料4】
- (3) 令和4年度前橋保健医療圏の医療機能等の現況について【資料5】
- (4) 事前協議後の進捗状況について【資料6】

5 閉 会

【配布資料】

- 次第 (本紙)
- 出席者名簿
- 座席表
- 前橋地域保健医療対策協議会地域医療構想部会設置及び運営に関する要綱
- ・資料1-1 地域医療構想に関するデータ等を踏まえた地域の現状・課題等について
- ・資料1-2 前橋保健医療圏の概況
- ・資料2 公立病院が地域で担う役割・機能等の意見交換について

(別添1) プランの概要(県立心臓血管センター)

(別添2)【補足資料】医療機能等について(県立心臓血管センター)

(別添3) 自医療機関のあり方について(県立心臓血管センター)

- ・資料3 第8次群馬県保健医療計画の進捗状況について(令和3年度分)
- ・資料4 令和3年度病床機能報告の集計結果について
- 資料 5 令和 4 年度前橋保健医療圏における医療機能等の現況
- ・資料6 事前協議後の進捗状況について
- · 資料 7 意見照会様式

前橋地域保健医療対策協議会地域医療構想部会 委員名簿

(任期:委嘱日~令和5年3月31日) 敬称略

	氏名	職名	備考
1	須田 浩充	前橋市医師会長	(協議会委員)
2	直田 祐子	前橋市医師会副会長	*
3	家崎 桂吾	前橋市医師会副会長	*
4	横田 佳昌	群馬県病院協会理事	(協議会委員)
5	猿木 和久	群馬県有床診療所協議会長	(協議会委員)※
6	中野 実	前橋赤十字病院長	(協議会委員)
7	細内康男	群馬県済生会前橋病院長	(協議会委員)※
8	内藤 浩	群馬中央病院長	(協議会委員)
9	内藤 滋人	群馬県立心臓血管センター院長	(協議会委員)
10	佐藤 圭司	公益財団法人老年病研究所附属病院長	(協議会委員)
11	齋藤 繁	群馬大学医学部附属病院長	(協議会委員)※
12	萩原 敬一	善衆会病院長	*
13	岩森 秀樹	前橋協立病院長	
14	上間 貴子	前橋城南病院長	*
15	大西 一德	前橋市保健所長	(協議会委員)※

※は新委員

(地域医療構想アドバイザー)

	氏名	職名	備考
1	服部 徳昭	群馬県医師会理事	
2	美原 盤	群馬県病院協会理事	

前橋地域保健医療対策協議会地域医療構想部会

設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 前橋地域保健医療対策協議会会則(昭和61年10月17日施行)第4条第2項の規定に 基づき、前橋地域保健医療対策協議会に部会(以下「本部会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 本部会は、地域における計画的な医療施設の整備及び病床の機能の分化と連携等により将 来のあるべき医療提供体制を実現することを目的とする。

(名 称)

第3条 本部会は、前橋地域保健医療対策協議会地域医療構想部会と称する。

(業 務)

- 第4条 本部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項に関して専門的な立場で協議及び検討を行い、前橋地域保健医療対策協議会に報告等を行う。
 - (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関すること。
 - (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
 - (3) 具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方に関すること。
 - (4)地域における病院病床等の整備方針及び審査方針の策定に関すること。
 - (5)地域における病院及び特例診療所の開設又は病床の移転に関すること。
 - (6) その他地域医療体制に関すること。

(組 織)

- 第5条 本部会の委員は、別表に掲げる職にある者とし、医務課長が選任する。
- 2 本部会の事務局は医務課に置き、その庶務は医務課の職員が行う。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

- 第7条 本部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 副部会長は、部会長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(会 議)

- 第8条 本部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 2 部会長は、必要があると認めるときは、議事に応じて、委員の参加を制限することができるほ

か、委員以外の者を出席させて開催することができる。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、部会長が本部会に諮り 別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第6条の規定に関わらず、本部会設置当初の委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

附 則(令和2年2月17日改正)

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則(令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

前橋地域保健医療対策協議会地域医療構想部会委員

職名
前橋市医師会長
前橋市医師会副会長
群馬県病院協会代表
群馬県有床診療所協議会代表
前橋赤十字病院長
群馬県済生会前橋病院長
群馬中央病院長
群馬県立心臓血管センター院長
公益財団法人老年病研究所附属病院長
群馬大学医学部附属病院長
善衆会病院長
前橋協立病院長
前橋城南病院長
前橋市保健所長